

ぜんこくDB企業年金基金

企業の皆様のお役に立てる

退職給付制度のご提案

企業力アップのためには、優秀で活力のある従業員の確保が不可欠となってきます。従業員の皆様が就職先を選ぶ際、企業様の事業内容はもちろんのこと、福利厚生や退職給付制度の充実が大きなポイントとなっています。

このようななか、当企業年金は確定給付企業年金法に基づき国からの認可を受け、企業様の意向に沿った、リスクや負担を極力減らし、スケールメリットを享受できる企業年金制度を実施しています。

制度の特長

ぜんこくDB企業年金基金は、中堅・中小企業の退職給付制度の構築のために、厚生労働大臣の認可を受けて設立した特別法人であり、営利を目的としていません。また、予算、決算、資産運用などの重要な事項は、代議員会での審議を経て決定するなど、法令や基金規約に基づいて制度の運営管理を行っています。

特長

単独で制度を実施するより資産規模が大きくなりますので、ポートフォリオの選択肢が広がり、運用リスクの分散が図れます。また、事務を集約できますので運営コストの軽減が可能です。

特長:1
企業ごとに

特長

各企業の退職金制度に合わせた内容に決定できますので経営者の意思を反映した柔軟な制度を構築できます。また、確定給付型の制度のため、従業員の理解を得られやすくなります。

特長:2
スケール
メリット

特長:3
低い
リスク

特長

キャッシュバランスプランを採用していますので、金利動向に応じて給付額が変わり、積立不足が発生しにくい仕組みになっています。また、掛金は全額損金となります。

給付額の算定方法

キャッシュバランスプランを採用しています。以下の(1)「拠出付与額」と(2)「利息付与額」を「仮想個人勘定残高」とし、この「仮想個人勘定残高」を基準に年金額、一時金額を算出します。

(1) 拠出付与額

基準給与の累積額

(2) 利息付与額

前事業年度における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額の累積額

※再評価率: 10年国債の過去5年平均利回りと3年平均利回りのいずれか低い方

(上限: 4.5%、下限: 厚生労働大臣が定める下限予定利率(0%以下は0.0%))

裏面: キャッシュバランスプラン積立例参照

加入資格

従業員の加入資格は、不当差別に該当しない範囲で、企業毎に任意に設定できます。

規定例【厚生年金被保険者・退職金規程適用者・勤続〇年以上の社員・希望する者、等】

基準給与(月額掛金)

基準給与は1,000円から会社毎に設定できます。(1,000円単位刻みで上限なし)

設定方法例【賃金を基準とする方法・勤続年数を基準とする方法・職能資格を基準とする方法等】

給付の種類

老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金のいずれかを、事由に応じて支給します。

裏面: 給付の種類参照

資産運用

資産運用の目標は、再評価率を達成することとしています。

運用益の過度の追求より、事業主様の掛金追加負担を極力抑えるようなポートフォリオを指向しています。

なお、資産運用の委託先機関や運用商品の選定は、運用顧問の助言を得て、資産運用委員会での検討の後、代議員会の議決を得て厳正に行っています。

基金事務費(基金事務費掛金)

加入者一人当たり : 月額 460円

加入事業所一社あたり: 月額 2,500円

キャッシュバランスプラン積立例

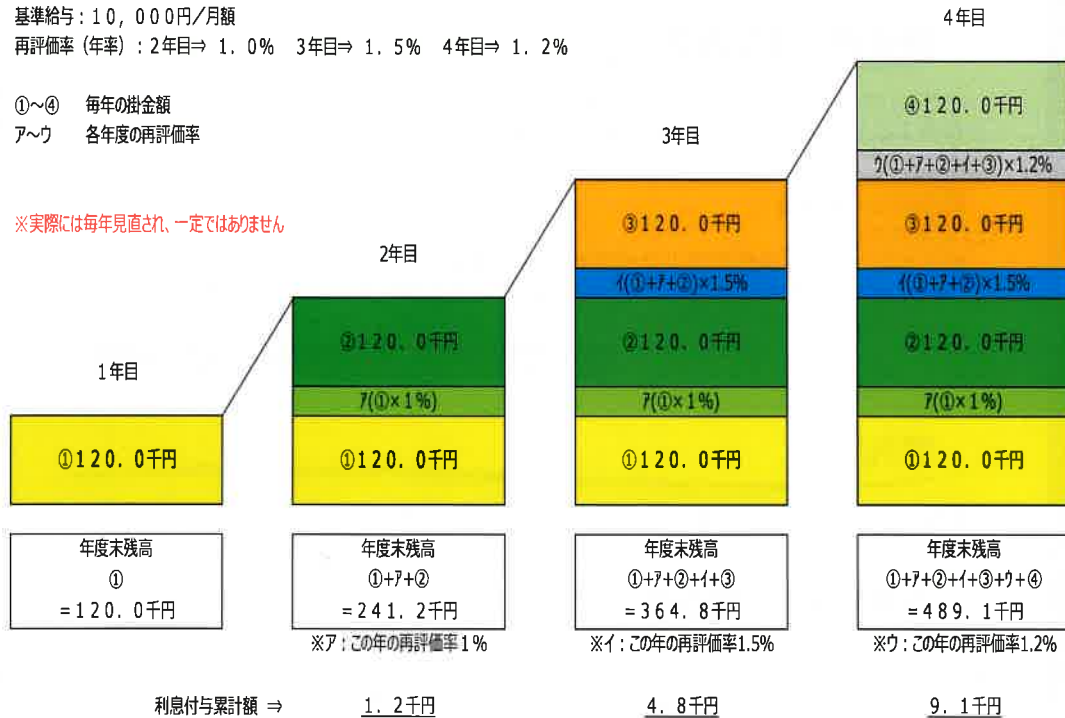
サンプル例

基準給与：10,000円/月額

再評価率（年率）：2年目⇒1.0% 3年目⇒1.5% 4年目⇒1.2%

①～④ 毎年の掛金額
ア～ウ 各年度の再評価率

※実際には毎年見直し、一定ではありません



給付の種類

給付種類	加入期間	年齢要件	支給方法	支給開始時期	支給期間	保証期間
老齢給付金	20年以上	50歳以上	年金 (一時金選択可)	資格喪失時 (70歳まで繰下げ可)	10年	10年
脱退一時金	20年以上	50歳未満	一時金	資格喪失時 (60歳まで繰り下げ可)		
	1月以上 20年未満			資格喪失時		
遺族給付	1月以上			死亡時		

ぜんこくDB企業年金基金に関する確認事項

- 本基金は名称を「ぜんこくDB企業年金基金(以下、本基金)」とし、地域・業種を問わず複数の企業が加入する総合型基金として、平成19年12月1日に厚生労働大臣の認可を受けています。
- 本基金の加入企業間において、加入企業名は開示されます。
- 本基金は、掛金の追加負担が極力発生しない仕組み(キャッシュバランスプラン)を採用していますが、以下の理由等により、掛金の追加負担が発生する可能性があります。
 - 資産運用において、予定する収益が確保できなかった場合
 - 加入企業の倒産等により、未収掛金・精算不足金が発生した場合
 - 財政計算時において、積立不足がある場合
 - 基金事務費が増加した場合
- 基金資産運用には、株式等のリク資産を組み入れる可能性があり、元本保証されていません。
- 本基金は独立法人であり、基金運営に関する事項は、代議員会及び理事会にて決定されます。
- 本基金への加入者は、厚生年金保険の被保険者であることが条件となります。
- 本基金加入にあたり、基金が事前審査として厚生年金保険料等の未納が無い事を確認させていただきます。
(直近3か月分の社会保険料領収済通知書の写しをご提出いただけます)

お問い合わせ先

ぜんこくDB企業年金基金

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-3 石川県鉄工会館内
Tel.076-268-5566 E-mail:2841zen00@zenkokudb.jp
<http://www.zenkoku-db.or.jp>